

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年6月8日(2022.6.8)

【国際公開番号】WO2020/072357

【公表番号】特表2022-508609(P2022-508609A)

【公表日】令和4年1月19日(2022.1.19)

【年通号数】公開公報(特許)2022-009

【出願番号】特願2021-543970(P2021-543970)

【国際特許分類】

A 6 1 K 9/08(2006.01)

A 6 1 K 47/02(2006.01)

A 6 1 K 47/26(2006.01)

A 6 1 K 51/04(2006.01)

A 6 1 K 45/00(2006.01)

A 6 1 P 25/00(2006.01)

A 6 1 P 27/02(2006.01)

A 6 1 P 35/00(2006.01)

A 6 1 P 31/12(2006.01)

A 6 1 P 31/04(2006.01)

A 6 1 P 29/00(2006.01)

A 6 1 P 9/00(2006.01)

A 6 1 K 33/14(2006.01)

A 6 1 K 31/047(2006.01)

A 6 1 K 39/395(2006.01)

A 6 1 K 47/68(2017.01)

【F I】

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 47/02

A 6 1 K 47/26

A 6 1 K 51/04 2 0 0

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 27/02

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 31/12

A 6 1 P 31/04

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 9/00

A 6 1 K 33/14

A 6 1 K 31/047

A 6 1 K 39/395 N

A 6 1 K 39/395 D

A 6 1 K 47/68

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月31日(2022.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

10

20

30

40

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

対象の中枢神経系間質、脳間質および/または脊髄間質への組成物の送達の改善における使用のための高張液であって、前記使用が、

(1) グリンパティック系の流入を増強すること；および

(2) 中枢神経系間質、脳間質および/または脊髄間質に前記組成物を送達することを含み、グリンパティック系の流入を増強することが、対象の血漿に高張液を投与することを含む、高張液。

10

【請求項 2】

画像化組成物または治療用組成物である、請求項 1 に記載の高張液。

【請求項 3】

対象の神経障害の治療における使用のための高張液であって、前記使用が、

(1) グリンパティック系の流入を増強すること；および

(2) 中枢神経系間質、脳間質および/または脊髄間質に治療用組成物を送達することを含み、グリンパティック系の流入を増強することが、対象の血漿に高張液を投与することを含む、高張液。

【請求項 4】

NaCl またはマンニトールを含む、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の高張液。

20

【請求項 5】

組成物、画像化組成物、または治療用組成物が、大槽内または髄腔内に送達される、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の高張液。

【請求項 6】

組成物、画像化組成物、または治療用組成物が、グリンパティック系の流入が増強されるのとほぼ同時にまたはその後送達される、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の高張液。

【請求項 7】

組成物、画像化組成物、または治療用組成物が、小分子、ウイルス、大分子、ペプチド、抗体、核酸、またはそれらの生物学的に活性な断片を含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の高張液。

30

【請求項 8】

組成物、画像化組成物、または治療用組成物が抗体を含む、請求項 7 に記載の高張液。

【請求項 9】

抗体が、血液脳関門を横切る輸送を促進するリガンドに結合している、請求項 8 に記載の高張液。

【請求項 10】

リガンドが、BBB 受容体に特異的に結合する、請求項 9 に記載の高張液。

【請求項 11】

抗体が抗 A 抗体である、請求項 8 に記載の高張液。

40

【請求項 12】

対象が哺乳動物である、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の高張液。

【請求項 13】

哺乳動物がヒトまたは非ヒト霊長類である、請求項 12 に記載の高張液。

【請求項 14】

哺乳動物が治療を必要とする患者であり、患者が高齢者または老齢者であってもよい、請求項 12 に記載の高張液。

【請求項 15】

神経障害は、ニューロパチー、アミロイドーシス、癌、眼疾患または障害、ウイルスまたは微生物感染、炎症、虚血、神経変性疾患、発作、行動障害、およびリソソーム蓄積症か

50

らなる群から選択される、請求項 3 ~ 14 のいずれか一項に記載の高張液。

10

20

30

40

50